

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 184 回

中小企業の業績がアップする前にもうアメリカの景気が悪くなってきました。業、資金繰、人材、すべてにわたってできるだけ早く、余裕を持って対処してください。設備投資は十分慎重をお願いします。債権の回収も迅速に行いましょう。ところで、最近大企業や政治家の不正や虚偽事件が多発しています。また、学校のいじめ事件に端を発した校長先生の虚偽報告も目につきます（教える立場の先生達がこんな状況です）。しかし、皆様が虚偽、ごまかしをしてその場しのぎの対応をする、そしてそれを続けるようなことをもし万が一行った場合は、はたして企業として生き残れるでしょうか。従業員は、又外部の利害関係者は皆様の後姿をよく見えています。したがってトップ、上司と同じことをします。もし従業員にモラルを望み、すばらしい社風（報告の正しさも含めて）を望むなら皆様の会社は「公平」「公正」「勇気」「誠実」「忍耐」「努力」といった、大変プリミティブな価値観を大切にされた会社に育てていただくことが非常に大切であると思います。遅くても、今苦しくても、原理原則を大切にし、がんばっていきましょう！！

前田の《今人生を語る》第 90 回 **めざめよ日本人** ⑫

小泉内閣の行った郵便局の民営化の影響が出始めました。その第一歩が書留の料金値上げです。これからどんどん値上げが始まってきます。今行った行為が影響するのは数年先から始まります（前にお話ししましたね）、しっかり見ていてください。上記のように現在、規制緩和や民営化を中心に「自由化」論が日本を動かしています。しかし、この考え方のもっとも恐ろしいことが「自由感」によるモラルと国家感の崩壊です。人間性が失われ、獣性に支配されてしまう現象につながります。いやもうそういう状況になってきています。我々日本人は、もっと原理原則にたち帰って、国民の価値観と国家感の確立を図っていかねば日本は崩壊します！！めざめよ日本人！！

同族会社の留保金課税制度の見直し

工藤 雅史

同族会社の場合、利益が出てもオーナー自身が株主として受け取る配当金に対する所得税の課税を免れるために、あえて配当をせず社内留保するなど、税負担の軽減を図ることが比較的容易であるという名目から、同族会社が所得のうち一定の金額を社内に留保したときは**通常の法人税とは別にその留保金に対して特別に課税すること**とされています。

$$\text{留保金課税額} = \{ \text{所得} - (\text{配当等} + \text{法人税等}) - \text{留保控除額} \} \times \text{特別税率} (\%)$$

(※) 年 3000 万円以下の部分=10%、年 1 億円以下の部分=15%、年 1 億円超=20%

しかし、中小企業については資金調達能力が不足しており、内部留保を充実させていく必要から、平成 12 年度の税制改正で、一定の中小企業などで青色申告法人については同族会社の留保金課税を適用しない特例が設けられました。以降数回の改正を経て、平成 18 年度の税制改正（平成 18 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用されます。）では、対象となる法人を、従前は「同族関係者 3 グループで株式等 50%超保有の法人」としていたのを、「**同族関係者 1 グループで株式等 50%超保有の法人**」のみに限定した上で、さらに内部留保に対する控除額を大幅に引き上げることにより、平均的な配当を行えば課税されなくなるという抜本改正が行われました。これにより中小企業にとって不可欠な内部留保の充実が図られることとなります。

今回の改正をまとめると以下の通りとなります。

		現行	改正後
同族判定		3 株主グループによる持株保有割合 50%超	<b>1 株主グループ</b> による持株保有割合 50%超
留保控除額	所得基準	所得等の金額×35%	所得等の金額× <b>40%</b> （中小法人は <b>50%</b> ）
	定額基準	年 1, 500 万円	年 <b>2, 000 万円</b>
	積立金基準	期末資本金×25%－利益積立金	同左
不適用措置	自己資本比率基準	—	<b>自己資本比率（注）が 30%に達するまでの金額</b> （注）自己資本（同族会社からの借入金を含む）÷総資産
		設立後 10 年以内の中小企業者	廃止
		中小企業新事業活動促進法の経営革新計画の承認を受けた中小企業者で経営革新のための事業を実施しているもの	<b>2 年延長</b> （平成 20 年 3 月 31 日までに開始する事業年度）
	自己資本比率が 50%以下の中小法人	廃止	